

## 介護慰労金を支給します

### 支給対象者

慰労金の支給対象者は、次の要件を備えている介護者です。

- ①基準日(平成19年4月1日)において、寝たきり及び認知症の高齢者と同居している介護者
- ②次の全ての要件を満たす高齢者を、同一家庭において基準日前過去1年間にわたり常時介護した介護者(被介護者の3ヵ月以内の入院は常時介護したものとみなします)

○寝たきり及び認知症の高齢者

○平成18年4月1日現在で65才以上

○平成18年4月1日～平成19年3月31日までの間、介護保険の認定が要介護4、5に相当する方

○過去1年間介護保険サービス(年間7日のショートステイの利用を除く)を受けなかった方

支給金額 60,000円(市30,000円、県30,000円)

### 申請・支給日

○申請については、各地区の民生委員にお願いしてあります。

※期限7月20日(金)までとなっています。

○支給日については、9月末日を予定しています。

問合先 いきいきプラザ都留内 健康推進課 地域包括支援センター ☎(46)5114



## 妊婦健康診査を3回から5回に拡大します

妊婦健康診査は、母と子の健康を確保するため、また、安全な出産のための重要な健診です。市では、これまで妊娠期間中に3回の公費負担による妊婦健康診査を実施していましたが、平成19年7月から5回に拡大します。

○7月以降の出産予定で、6月末までに妊娠届けを出された方には、2回分の受診票を追加で送付します。7月より妊娠届けを出された方には、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」5回分をお渡しします。

○1回の妊婦健康診査において6,000円を限度として助成しますが超えた分については自己負担となります。

○転出した場合には使用できません。転入先の市町村で受診票交換の手続きをしてください。

○受診している医療機関が県外の場合は健康推進課にご相談ください。

対象 7月1日以降出産予定の妊婦(転入してきた方は申し出てください)

問合先 いきいきプラザ都留 健康推進課 保健指導担当 ☎(46)5113



## 入院時の食事代について

問合先 市民生活課 国保医療担当

入院時の食事代は、医療費とは別枠で次のとおり定額自己負担となります。住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」を病院の窓口に提示することにより減額されます。

※低所得Ⅰ・・・住民税非課税世帯のうち、収入から必要経費、各種控除を差し引いたとき、所得が0円となる方(年金収入は控除額を80万円として計算)

※低所得Ⅱ・・・住民税非課税世帯で低所得Ⅰ以外の方

区分	標準負担額
一般(下記のいずれにも該当しない方)	1食 260円
住民税非課税世帯	90日までの入院
低所得Ⅱ	過去12カ月で90日を超える入院
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ	1食 100円

## 限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の申請(更新)について

「限度額適用認定証」及び「標準負担額減額認定証」は国保医療担当窓口で申請により交付します。

必要な方または該当すると思われる方は、保険証、印鑑を持参のうえ申請してください。なお、前期高齢者の方は「高齢受給者証」を、老人保健の方は「老人保健受給者証」を一緒にお持ちください。

有効期限は7月末日までです。現在交付されている方も忘れずに7月中に更新手続きにお越しください。